

平成30年1月25日(木)
国土交通省関東地方整備局
河 川 部

記者発表資料

**第5回 関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会
を開催します！**

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会（事務局：国土交通省関東地方整備局）では、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキをシンボルとした河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策の推進と併せて、にぎわいのある地域振興・経済活性化に取り組んでおります。

関東広域のエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりの実現を目的とした基本計画の策定に向け、「第5回 関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を下記のとおり開催します。

記

1. 開催日時 平成30年2月2日(金) 13:00～15:00(予定)
2. 開催場所 さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大研修室5A
(埼玉県さいたま市中央区新都心2-1)
※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。

当庁舎はセキュリティ強化を目的にICゲートが設置されております。庁舎2階の入退館手続き時は身分証等(社員証、免許証、保険証、パスポート等)で身分確認をさせて頂いておりますので、来館の際には忘れずに身分証等をご持参頂くようお願い致します。

3. 協議事項(予定)
 - ・平成27年度に策定された「基本計画」を踏まえた、各専門部会毎の取組み状況について 等
4. 公開等
 - ・協議会は、公開で行います。
 - ・傍聴を希望される方は、1月31日(水)午前中までに、「傍聴申込用紙」(別紙-1)に記入の上、FAXにてお申し込み下さい。なお、登録は席に限りがありますので、先着順とさせていただきます。
 - ・カメラ撮りは、冒頭から会長挨拶まで可能です。
 - ・会議の傍聴につきましては、傍聴要領(別紙-2)に則って会場へ入室して頂くこととなります。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者会
茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会

問い合わせ先

所属：国土交通省関東地方整備局河川部河川環境課 河川環境課長 かげやま きよ 影山 希世
課長補佐 かねこ たかのぶ 金子 隆信
代表番号：048-601-3151(内線：3651、3656) 直通番号：048-600-1336
FAX番号：048-600-1379

関東エコロジカル・ネットワークの経緯

H20 ●国土形成計画・全国計画の閣議決定（「エコロジカル・ネットワークの形成」が位置づけられる）

H21 ●首都圏広域地方計画の策定（「南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクト」が挙げられる）

広域ブロック自立施策推進調査
「南関東における水辺環境エコロジカル・ネットワーク形成による魅力的な地域づくり検討調査」の実施



「関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会」の設立

- 第1回検討委員会
- 第2回検討委員会

●3つのエリアでWG開催

渡良瀬ワーキング 荒川ワーキング 千葉県ワーキング

H22 ●第3回検討委員会

H23 ●第4、5回検討委員会

H24 ●第6回検討委員会

- 渡良瀬遊水地周辺エリア
 - 荒川流域エリア
 - 利根運河周辺エリア
- ※各エリア内の状況に応じて、勉強会や連絡会、連絡協議会を適宜開催

「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」

コウノトリ・トキの野生復帰を目指して、栃木県小山市、埼玉県鴻巣市・北本市、千葉県野田市・いすみ市等で計画づくりや協議会発足等の取組みがスタート



- ・千葉県野田市では、H24年12月からコウノトリの成鳥ペアを譲り受け飼育を開始。
- ・H27年7月23日には関東初となる試験放鳥を実施。

4県におよぶ約30市町村が加盟し、関係自治体で広域連携を図っている。

「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」の設立

- 第1回推進協議会

H26 たね地づくり専門部会 定着地づくり専門部会 人・地域づくり専門部会

- 第2回推進協議会 → 「基本構想」策定

H27 ●第3回推進協議会 → 「基本計画」策定

H28 「基本計画」の策定を踏まえ、専門部会毎の課題テーマについて 取組みを進めていく

H29

宛 先

(F A X) : 048-600-1379

(T E L) : 048-600-1336

関東地方整備局 河川部河川環境課

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会事務局 行き

傍聴申込用紙

第5回 関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会

開催日:平成30年2月2日(金) 13:00~15:00

1. 所属機関名

(ふりがな)

2. 氏 名

1) _____

2) _____

3. 連絡先

・電話番号 _____

・FAX番号 _____

・FAXにてご連絡ください。

・なお、傍聴者が変更になった場合はご連絡ください。

・会場スペースの都合上、申込者多数の場合は傍聴できない場合もございますので、予めご了承願います。

ご提供いただいた個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律にのっとり、傍聴者の登録のために利用し、厳正な管理により取り扱います。

第5回 関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会

会場案内

日時：平成30年2月2日(金)13時00分から15時00分(予定)

場所：さいたま新都心合同庁舎2号館 5階「共用大研修室5A」

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

TEL 048-600-1336



交通：

- ・JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」から徒歩約5分
(湘南新宿ラインは停車しませんので、ご注意ください。)
- ・JR 埼京線「北与野駅」から徒歩約7分
(埼京線の快速は停車しませんので、ご注意ください。)

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会規約の第8条第2項の規定に基づき、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、協議会の許可を得て、協議会を傍聴する者とする。

(協議会の開催の周知)

第3条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の7日前までに一定の方法（インターネット等）により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、協議事項、傍聴の可否、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴の申出等)

第4条 傍聴を希望する者は、第3条協議会の開催の周知により示された傍聴手続に則り、傍聴の登録手続を受けなければならない。

2 傍聴可能者は、受付にて名簿での確認を行った上で会場に入室するものとし、協議会の指示に従って着席すること。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、会場の秩序を乱すおそれのある行為をしてはならない。

(撮影・録音等の許可)

第6条 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。

ただし、協議会の許可を得た場合はこの限りでない。

(事務局員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて協議会の指示に従わなければならない。

(傍聴違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、本要領に違反するときは、注意し、なおこれに従わないときは退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年 2月13日から施行する。